

第13期第4回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 開催日時

平成29年7月20日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟1階101号会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子 委員
江島玲子 委員
小林登 会長
櫻井幸一 委員
佐々木久美子 委員
永井ケイ子 委員
村上英明 委員
森咲子 委員
山元規靖 委員

4 審査事項

個人情報の提供の制限に関する例外について（諮問・答申）

5 会議の内容

【小林会長】

おはようございます。本日はお暑い中、またお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。確か昨年の12月以来になりますが、ただいまから第13期第4回福岡県個人情報保護審議会の全体会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、事務局から報告の申出がなされておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

おはようございます。県民情報広報課県政情報監の山田でございます。よろしくお願いたします。

7月5日からの大雨——昨日、気象庁が「平成29年7月九州北部豪雨」と命名したところでございますが、朝倉市、東峰村をはじめ、県内各地に大きな被害をもたらしております。

今回の災害におきましては、県でも災害対策本部を設置しまして、災害直後から孤立集落の解消や道路の復旧、避難者への支援等に取り組んでまいりました。今後は、被災者の皆さんの生活の再建という場面にフェーズが移ってきますので、これをしっかり支援していくということで、県庁内に被災者支援チームを設置し、各部署それぞれにおいて各種支援をしているところでございます。

このような中、いつも審議会で使用しております特9会議室が、災害対策本部の渉外班に使われておりました。報道で御承知と思いますが、総理大臣や大臣が視察に来るといことで、その折衝をするための部署として、特9会議室を執務室として使用しておりました。そのような事情で、急遽、101号会議室での開催ということになりました。実は、本日から特9会議室は通常どおり使うことができることになりましたけれども、準備が間に合いませんでしたので、本日は101号会議室を使わせていただくことになりました。若干狭くて勝手が悪うございますけれども、何とぞ御了承いただきたいと思ひます。それでは、本日はよろしくお願ひいたします。

続きまして、定足数について御報告申し上げます。

本日は、委員9名の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日、傍聴者はいらっしゃいません。

以上で事務局からの報告を終わります。

【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、お配りしています次第に従いまして議事を進めてまいります。

議題ですけれども、本日は「個人情報の提供の制限に関する例外について」です。前回も同じような案件があったと思ひます。そして、もう一つ前にもあったと思ひますけれども、今回も同じ内容になります。

それでは、事務局から御説明お願ひいたします。

【事務局】

6月8日付けで、福岡県知事から当審議会に、個人情報の提供の制限に関する例外について諮問がありましたので御審議をお願ひいたします。

諮問事項の説明の前に、事務局から福岡県個人情報保護条例第5条（個人情報の利用及び提供の制限）について御説明いたします。

事務局の日隈です。よろしくお願ひします。

審議に入っていただきます前に、今回の諮問に関連しまして、福岡県個人情報保護条例第5条（個人情報の利用及び提供の制限）について簡単に御説明いたします。

お手元の個人情報保護事務の手引の19ページを御覧ください。

条例第5条第1項は「実施機関は、個人情報……を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。」と規定されておまして、事務の目的を超えた個人情報の利用及び提供を制限しているところです。

ここで実施機関という言葉が出てきますが、こちらは条例第2条第4号で定義されておまして、知事、教育委員会、警察本部長等の条例を実施する機関のことをいい、個人情報を取り扱う事務を処理する基本的な組織の単位となっております。

今回、諮問がありました子育て支援課は知事部局に属しておりますので、条例上の実施機関としては知事ということになります。お手元の手引でいいますと、3ページに解説がございますので、後ほど御確認いただければと思ひます。

先ほど、個人情報の目的外利用及び提供につきましては、条例第5条第1項の規定に

よって制限されていると申し上げたところですが、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を利用し、又は提供することができる。」と規定されており、第1号から第6号までに制限の例外になる事項が掲げられているところです。

その中の第6号におきまして、第1号から第5号までのいずれにも該当しない場合に、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴くことを要件としまして、実施機関が、公益上必要があると判断した場合については、目的外の利用又は提供ができるとされております。本件諮問は、同号の規定によりされたものとなります。

今回の諮問は、事務の目的を超えた個人情報の提供に係るものになりますので、委員の皆様には、目的外提供に公益上の必要性・合理性があるかどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうかといった観点から御審議いただきたいと存じます。

それでは、諮問案件につきまして、子育て支援課から御説明させていただきたいと思っております。

【実施機関】

おはようございます。子育て支援課の若藤と申します。よろしくお願いたします。

今回御審議いただく内容は、保育人材確保に取り組む県内の17市町に対しまして、子育て支援課が保有をしております保育士登録情報のうち、各市町に住所を有する者の氏名及び住所を提供することについての可否についてでございます。

これにつきましては、本審議会におきまして昨年5月に御審議いただきました潜在保育士就職支援事業に取り組む政令市及び中核市に対する保育士登録情報の目的外提供、また昨年12月に御審議いただきました、子育て支援課が実施する保育士就職支援強化事業に係る保育士登録情報の目的外利用に係る諮問と同様の内容となっております、改めて保育人材確保の背景、目的、保育士登録業務等について御説明をさせていただきます。

お手元の資料2「保育人材確保事業に係る潜在保育士就職支援等事務における個人情報の目的外提供について」の1ページをお開きください。

まずは、県内の保育を取り巻く現状について御説明をいたします。

(1)を御覧ください。保育所等を利用できない待機児童は、都市圏を中心に全国的な問題となっており、本県におきましても、福岡市やその周辺市町を中心に待機児童が集中し、昨年4月の待機児童数は948名、10月には2,240名となる等、喫緊に解消すべき課題となっております。

県では、現在、国が打ち出しました「子育て安心プラン」に沿って、保育所等の整備を実施し、保育の受け皿拡大を図っておりますが、保育の担い手である保育士の不足はますます深刻な問題となっている現状でございます。

続きまして2ページをお開きください。事業の流れについて御説明いたします。上の図を御覧ください。

児童福祉法第18条の18において、保育士資格を取得した者が保育士業務を開始する際には、保育士登録簿に氏名、生年月日、住所、その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならないとされており、その保育士登録簿は県に備えることとなっ

ております。

今回の事業では、県が保有しております保育士登録情報のうち、氏名及び住所を、保育人材確保に取り組む17市町に対して目的外提供を行い、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等に利用し、不足しております保育人材の確保を図るものでございます。

最後に（2）を御覧ください。今回の個人情報の目的外提供は、待機児童問題の解消に向けて保育人材確保のために実施するもので、緊急性や公益性が高いと考えております。また、保育士登録情報を利用することは合理的手段と判断されますので、その提供についてお認めいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見や御質問はございませんか。

前は、福岡県保育士就職支援センターを運営している公益財団法人の福岡県保育協会に委託するというので、これが提供なのか利用なのかというのが議論になったと思います。

今回はそうではなくて、市町に提供することになるので、外部の機関に出すことですから、これは提供だということで、もともと保育士の情報は登録のために集めていたものですが、それを違う目的のために実施機関以外に提供するので、審議会に諮られたということですか。いかがでしょうか。

【江島委員】

提供希望市町村一覧ということで17市町書いてありますが、希望については、その市町村の側から依頼があったのでしょうか、それとも、何かしらこのように保育士を確保するために情報提供を行う準備がありますというアナウンスを行って、このように手を挙げられたということでしょうか。

【実施機関】

1市から依頼がありましたので、他市町村にも声をかけたところ、全部で17市町から手が挙がった状況になります。

【江島委員】

分かりました。

【相本委員】

直接は関係ないのですけれども、同じような事案が平成28年5月にもあっているかと思うのですが、この事業を行って、実際に効果があったのかとか、どこからかクレームが来たとか、トラブルになったとか、そういうケースがもし先例であったとしたら教えていただければと思います。

【実施機関】

平成28年5月に諮問させていただいた政令市、中核市に対する保育士登録情報の目的外提供の結果ですけれども、3市に聴き取りを行いましたところ、久留米市で苦情といいますか、自宅に知らない宛名の封書が届いた、今後送付しないほしいというような問合せが、計9件ございました。それ以外には、特段の苦情はあっていないと聞いて

います。

また、成果ですけれども、北九州市、福岡市、久留米市は、保育士就職支援センターを各市で運営しておりまして、センターへの登録やセンターが実施するセミナーへの参加者が若干増えたという状況を聞いています。

【相本委員】

もう送らないでほしいとか、知らない宛名の手紙が来たとかというのは、その方がお引越しされていて、違う住民のところに届いてしまったというケースですかね。

【実施機関】

そうです。あくまでも保育士登録情報が、登録時点での住所について記載しているものになりますので、例えば、学生時代にマンションやアパートに住んでいらっしやって、その後、転居された方については、その住所にはいらっしやらないわけですけれども、そこに住まわれている方に誤って届いてしまった事例があったようです。

そのほかについては、1件苦情があったのみで、もう送付しないでほしいという内容だったと聞いています。

【小林会長】

よろしいですか。

【相本委員】

はい。

【櫻井委員】

前は県から県ということでしたよね。

【小林会長】

一応県が委託している機関ですね。

【櫻井委員】

今回は状況がちょっと違うのですね。

【小林会長】

今回はほかの市町村になりますので、県ではないということですね。

【櫻井委員】

目的は前回と一緒にですかね。

【事務局】

そうですね。保育士確保という目的は一緒です。

【村上委員】

この一つ前に、北九州市、久留米市、福岡市の3市に提供するという案件がありましたが、それと同じですね。

【小林会長】

全く同じですね。

【櫻井委員】

ということは、前例があると思って良いですか。

【小林会長】

そうですね。

【櫻井委員】

この市町村というのは、県の方で選ばれたのですか。

【実施機関】

いいえ、市町村から希望があったところです。

【櫻井委員】

今後も、提供希望があると毎回このような議論をするのですか。

【小林会長】

この条例からいくと、そういうことになるのですよね。

【櫻井委員】

了解しました。

【小林会長】

ほかはいかがでしょうか。

【村上委員】

直接関係ないですけれども、県からこの情報を提供された飯塚市以下16市町は、それぞれ個人情報保護条例を持っておられるから、私の想像ですけれども、それぞれの市町でも、いわゆる個人情報取扱事務を今回の提供を受けて始めますという手続はとられると考えてよろしいでしょうかね。

【実施機関】

はい。とっていただきます。

【小林会長】

ほかはいかがでしょうか。

結論としては、前々回どおりということでもよろしいでしょうか。確か前々回は、もう少し幅広に情報提供したいという話があったのを、この審議会の中で、そこまで必要ないのではないかということで、住所と氏名だけに限って、しかも送るときに、県から情報をもたらしていますということも伝えてくださいという意見を付けたと思いますけれども、それと同じ形にするということでもよろしいでしょうかね。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

そういうことで良いですかね。

それでは、以上で質疑を終わります。これから、答申の審議検討を行いますので、実施機関は御退席ください。

(実施機関退席)

【小林会長】

ちょっと先走ってしまったかもしれませんが、それでは、答申案について、事務局から御説明いただけますでしょうか。

【事務局】

お手元の資料3「答申案」を御覧ください。こちらの内容をそのまま読み上げさせていただきますと思います。

個人情報の提供の制限に関する例外について（答申）

平成29年6月8日29子育第691号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供する個人情報の種類	氏名及び住所
目的外提供の目的	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するマッチング支援、求人情報の提供等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、大木町、苅田町、吉富町
個人情報の取扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、マッチング支援、求人情報の提供等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。

以上が答申案の内容になります。

次の、資料4「答申比較表」と書いてある資料につきましては、前回、前々回の答申の内容を抜粋して、それぞれ横表に記載したのになります。

説明は以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。二つ前の案件ですかね、この平成28年5月19日の案件とほぼ同じということになるかと思えます。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

では、この答申案のとおり、実施機関に対して答申するという事にさせていただきます。

【相本委員】

今回の案件が、前々回とほぼ内容的に同じで、提供の目的等も前回と同じかと思うのですけれども、今後このような案件が出てきた場合に、また同じように審議するのか、

それとも、内容が同じであれば、前例踏襲というやり方ができるのでしょうか。あるいは同じ市町村がまた提供を受けたいと言ってきたときには、またこのような審議の場を経るのでしょうか。

【小林会長】

先ほど櫻井委員からもお話があったのですけれども、どうなのですか。決めておかないといけないですかね。

【事務局】

条例上は、審議会の意見を聴いて必要があると認めるときは、となっていますので、答申である程度幅を持たせてやるとか、類型化して諮問するとかいうのは、結論としては不可能ではありません。

【小林会長】

なるほど。では、そこは少し御検討いただいて。

【事務局】

はい。ただ細かく言えば、目的外提供はあくまでも例外ですから、この市町村がこのようなことをするために本当にその必要があるのかということ細かく厳密に判断するなら個別ですが、そのようなものについては必要性がおおむね認められるだろうということで、ある程度類型化して、大枠で諮問するというのも可能だと思われまます。そこは少し検討させていただきたいと思います。

【櫻井委員】

同じ市や町がまた登録簿の情報をほしいと言ってくるというのはあり得るのですかね。1回渡したら好きに使って良いということそれは……。

【村上委員】

好きに使ってはいけませんよね。この目的のためだけですよね。

【櫻井委員】

この事務を繰り返すというのはあり得るのでしょうか。

【小林会長】

答申を受けて提供した情報は、ある時点での登録情報だと思うのですけれども、その後また新しく登録された人の情報というのはまた別じゃないのですかね。

【村上委員】

確かに5年後、10年後となったら、新しい方が登録されますね。それはどうするのでしょうか。

【事務局】

個人情報の目的外提供の対象となるのは、それぞれ一つ一つの個人情報なので、正確に言えば別になるのかなと思います。

【村上委員】

そうですね。

【小林会長】

これは、答申の時点で登録されている情報を提供しますという話ですよ。新しく登録された人の情報が付け加わった場合には、その分というのは含まれないのですかね。

【村上委員】

含まれないと思いますけれどもね。

【櫻井委員】

私は、新しく登録された方ではなく、どちらかというといと休眠している方の掘り起しという趣旨だったと思いましたので。そうすると、市が同じ事務を繰り返すこともあり得るのですかね。使うたびにここに承認をもらうのですか。

【事務局】

審議会で認めるのはあくまでも提供することなので、一旦提供した後は提供先の市町村の個人情報保護条例に基づいて処理をしていくということになります。県としては、提供自体は審議会の答申をいただきまして、必要性を認めるということで提供することはできると思います。

【村上委員】

多分、櫻井委員がおっしゃっているのは、毎年新しい情報をもらえるのかどうかという、そういう御質問ではないですか。

【櫻井委員】

いえ、先ほど、同じ市が繰り返し同じ事務を行うことがあり得るのかという御質問があったので、それを確認したくて。

【相本委員】

だから、平成28年5月時点で、例えば平成27年度までの過去の登録分1,000件を出したとして、また2年後ぐらいに、今度は平成29年度までの10年分1,000件をほしいと言ってきた場合には、また別個に扱うことになると思うのです。

【村上委員】

そうですね。

【小林会長】

それはそうですね。そこは本来であれば、厳密に考えれば、都度諮問ということになると思うのですよね。

【相本委員】

かつて、大学等で電子化している学生の情報を提供するというところで、個別に毎回諮問が来ていたのですけれども、内容的には同じことであるし、学生情報の電子化というのはなくなるということではなくて、むしろ進んでいく話であるので、そのようなものが毎度諮問に係ることになるのかというような話をしたことがあると思うのですね。そのときは、諮問する必要がないというわけではないのでしょうかけれども、前例で処理されていたような記憶があるので、そのような方法がとれるのかどうかということですよ。それとも……。

【村上委員】

それとはちょっと違うかもしれませんが、実施機関で、この事務は毎年継続する事務と位置づけられたら、1回諮問が出れば、あとは報告で済ませるとかいう手はあると思うのですよね。

【小林会長】

その辺りはどうでしょうか。

【事務局】

答申の中で具体的に何月何日に登録された何名分ということ特定して、それは提供してもいいという答申にはしていませんので、実際そこまでできるのかなという部分もあります。

【櫻井委員】

私も大学の件は記憶があって、数年前でしたか、ただもう諮問してきていないということは、諮問なしでやられているのでしょうか。学生は必ず変わりますからね。

【小林会長】

私も忘れてしまいましたけれども、あれは少し特殊だったと思うのですよね。何か、例外で簡易な方法でできるのではないかという議論もあって……。

【相本委員】

裁量があるのですね。

【小林会長】

ちょっと正確ではないのですけれども、その方向で動いているのかなと思っていたのですよね。もう1回1回諮問しないで。

【村上委員】

今までは、具体的に審議会の答申で細かいところまで決めてはないですよ。ある程度、個人情報を提供する事業について典型的に必要性を判断して、細かくは答申を踏まえて実施機関がその都度判断をしていく、必要性を説明できる状態にしていくと。

【小林会長】

そうすると、もう1回元に戻りますけれども、本日の答申は、今の時点での情報を提供するという意味ですか。それとも、今の時点とは限らなくて、今後も登録される情報を提供するという意味になるのですか。私は、認識としては、今の時点で登録されている情報と思っていたのですけれども。

【村上委員】

実際上は、今あるものを出すのでしょうか。

【小林会長】

ええ、出すのはですね。

【村上委員】

何年度のだけとか、そういう話でもないですよ。

【小林会長】

今、登録されている情報ということで、将来的に、また登録されて積み重なってくる情報までは含まれていないということで良いのですかね。

【事務局】

諮問の趣旨の中には含まれていないと思います。今、持っている情報を該当市町に提供することについての是非を審議会で諮るといって諮問だと思われれます。この市町から希望があったものは今後、永久に全部提供するということまではありません。

【小林会長】

そうするとやはりまた新たに情報が欲しいということで、例えば久留米市や福岡市、北九州市が言ってこられたら、それはそれでまた別個に判断しないといけないということになるのではないかと思いますけれども。

【事務局】

ただ、どこまでその答申が、拘束力があるというか、本当に個別に全部やっていかなくてもいけないのかとかいう部分もありますので……。

【村上委員】

それは、そのような希望があったときにまとめたらいかがですか。

【小林会長】

そうですね。多分皆さんが思っておられるのは、同じ諮問を繰り返して、しかも、あまり議論になることではないので、大体良いですという話になって、同じ答申になるのだったら、別にわざわざ諮問しなくても良いのではないのかというお考えだと思うのですね。だから、ここまで3回審議して、結論は大体同じですので、何か類型化したり、答申しないで提供できるような方法があったりするのかなというのも、少し御検討いただきたいなど。

【事務局】

はい。次回、また話があったときに、今までの分も含めて類型化して、まとめて答申をいただくというような形とするか検討します。個別にだったら、1名でもプラスアルファになったら全部その都度諮問してもらわないといけないというのもおかしな話ですので。

【小林会長】

そうですね。

【相本委員】

報告で済むなら良いですよ。

【小林会長】

本当はですね。これだけ何度もやっているのです。

【櫻井委員】

ちなみにこれは市町村からの要望ということですが、今回諮問するまで待たれていたのですかね。一斉にこれだけの数の希望が来るわけではないですよ。

【村上委員】

この審議会が開かれるのに合わせてではないですか。

【櫻井委員】

これだけ集まったから今回開催したのか、どのような状況なのでしょう。

【事務局】

実施機関が説明したとおり、まず一つの市から要望があり、審議会に諮ることになったのですが、ほかの市町村からも要望があるのではないかとということで、調査をした結果、16市町から希望あったということです。

【櫻井委員】

だとすると、県もどこまでサービスするかですよ。

【小林会長】

そうですね。

【相本委員】

全部聞いてしまったら、1回で済むのかもしれない。

【事務局】

一応、今回は全市町村に確認した上での……。

【村上委員】

全市町村に聞いたのでしょうか。それにしても、春日市とか那珂川町とか抜けているけれども……。

【相本委員】

またしばらくしたら出てくるかもしれませんね。

【村上委員】

出てくるのではないですか。隣がやっているのならばということで。

【小林会長】

あり得ますね。

【櫻井委員】

状況は分かりました。

【小林会長】

あと1点、先ほど相本委員から出た質問にもありましたが、何か苦情とかがあったのであれば、それはまたこのような案件が諮問されたときに、併せて御報告いただければと思います。

【相本委員】

知らない住所から手紙が来たというのは、保育協会を知らない住所とおっしゃった感じですか。

【事務局】

実施機関の説明によると、登録されている住所に送ったところ、保育士の方が引越されていて、現在は別の人が住んでいたため、知らない宛名のもものが届いた、何でこのようなものが届くのかというクレームがあったということです。

【相本委員】

それが1件だったということですか。

【事務局】

あとは、保育士として働く意思やそういった資料の希望はないので、送付物を送らないでほしいという要望があったということです。今おっしゃった知らない住所というのは転居された方のことですね。

【相本委員】

だから、何でこのような情報を知っているのかという苦情はなかったわけですね。

【小林会長】

よろしいでしょうかね。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

そのほか、何か事務局からございますか。

【事務局】

答申案は修正なしでよろしいでしょうか。

【小林会長】

はい。答申はこのとおりで。

【事務局】

それでは、お手元に配付しております個人情報保護条例の改正について御報告いたします。

条例改正につきましては、昨年12月1日に審議会に諮問させていただきまして、12月15日に答申をいただきました。この条例改正は、国の法律の改正を踏まえたものでございますが、答申を踏まえまして、改正条例案を策定し、今年の6月県議会に提案して、原案どおり可決されました。そして、6月30日に公布をしたところでございます。皆様のお陰をもちまして、無事条例改正できました。ありがとうございます。

改正内容につきましては、お手元の「福岡県個人情報保護条例の一部改正について」という総務部長名の通知——条例を改正しましたので、条例改正をしました、内容はこのようなものですということを各所属に対して通知した文書を御覧ください。

主な改正点ですが、一つ目は個人情報の定義の見直しということで、個人情報の定義を明確化するということで、個人識別符号——DNAや顔のデータのような身体の一部の特徴をデータ化したものであるとか、旅券番号や住民票コードのような番号は、それ単体で個人情報になりますという、個人情報の定義の見直しをいたしました。

それから、二つ目が個人情報の収集制限に係る規定の見直しでございます。これにつきましては、いわゆるセンシティブ情報というもので、国の法律が要配慮個人情報という定義を設けましたので、これまでのセンシティブ情報に追加したということでございます。これについては、後ほど説明いたします。

三つ目に、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定の一部削除ということですが、事業者が取り扱う個人情報につきましては、個人情報保護法という国の法律が規制をしております。これまでは、保有する個人情報が5,000人以下の事業者については法の対象外だったのですけれども、人数の撤廃がなされまして、全ての事業者が対象になりましたものですから、条例に規定しています事業者の規定を廃止するということです。

(2)のセンシティブ情報ですが、3枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。新旧対照表で左の方に第3条(収集の制限等)というのがございます。下が現行、上が改正案でございます。

「実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。」ということで、収集が制限される個人情報が列挙されています。ただし、法令に基づくとき、及び審議会の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集が必要であると実施機関が認めるときは、例外的に収集できるという規定でございます。

次のページでございます。今回の改正で追加したセンシティブ情報としまして、犯罪により被害を被った事実、病歴、刑事事件を受けていること、身体障がい、知的障がい、心身の障がい等があること等を追加しております。

現在、それらの情報を収集している事業につきましては、実際に事業に支障が出ないように、法令に基づかない場合であれば、審議会の意見を聴いて収集できるようにしなければいけないということで、8月から全体会で審議していただいて、収集の必要性について判断していただく予定でございます。

審議に当たりましては、12月に条例改正について諮問して、御議論いただきましたけれども、審議会の意見聴取につきましては、センシティブ情報を収集する各事務一つ一つの必要性を判断するのではなくて、ある程度共通する事務を類型化して諮問し、答申していただくということで、今準備を進めているところでございます。

来月以降、類型等が具体的になりましたら、御説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、次回の審議会の日程でございます。ただ今申し上げましたとおり、福岡県知事から個人情報の収集の制限の例外に係る諮問がある予定ですので、全体会を8月24日木曜日10時から開催いたします。

開催場所につきましては、冒頭申し上げましたような状況もございますので、開催案内と併せまして、改めて御連絡差し上げたいと存じます。

なお、当審議会につきましては、定例的に第3木曜日に開催しておりますが、8月は第4木曜日の24日に開催いたしますので、お気を付けくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。これで全ての議題について終了いたしましたので、本日の全体会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。